

今後の新地方公会計の推進に関する研究会（第8回）

【開催日時等】

- 開催日時：平成23年6月29日（水）15：00～17：00
- 場 所：経済産業省別館10階 1012号会議室
- 出席者：鈴木座長、伊澤委員、石原委員、鶴川委員、坂邊委員、菅原委員、関川委員、
関口委員、財務省公会計室、東京都会計管理局、大阪府会計局、
平嶋大臣官房審議官、飯島財務調査課長 他

【議題】

- ・ これまでのヒアリングの整理

【配布資料】

- 資料1 公会計モデル対比表
- 資料2-1 報道資料「地方公共団体の平成21年度版財務書類の作成状況等」
- 資料2-2 地方公共団体の財務書類の整備状況
- 資料3 「今後の新地方公会計の推進に関する研究会」委員発言項目別一覧

- 事務局より資料1 公会計モデル対比表について説明。
- 事務局より資料2 「地方公共団体の平成21年度財務書類の作成状況等」について説明。
- 事務局より資料3のうち公会計の目的についてのこれまでの研究会における各委員の発言の紹介と今回欠席の委員からのコメントを紹介。
 - ・ 新地方公会計制度研究会報告書の冒頭の記載や、本日配付した比較表にも記載されている「説明責任の履行」、「財政の効率化・適正化」といった項目が適当ではないか。言い方や表現は違えど、各委員の意見も、結局この2つに収れんすると考える。
- 意見交換
 - ・ 誰に対するアカウンタビリティかをきちんと整理したほうがいい。住民もいるし、議会もあるので、誰に対するアカウンタビリティかで相手を特定し、相手が必要な情報を出す必要がある。
 - ・ 予算決算と公会計の関係を、別に考えないで、両者がリンクしている状況を明らかに

しなければいけない。議会との関係でも、財務報告は今までの予算決算で使われていた資料とは全く別のものであるという意識は、違和感がある。

- ・ 平成18年に制度研究会の報告書が出て、そこで制度整備の目的（公会計の目的）が明記されており、表現の違いはあるが、これでほぼ十分であると理解している。
- ・ 現行制度（現行の地方自治法上の制度）を前提にするなら、予算決算とは別になる。しかし、予算決算制度がどうあれ、外部に対する説明をするものとしての財務諸表について議論するとするならば、公会計の目的ではなくて、あくまでも住民に説明するための財務報告の目的となる。それに対して制度論も含めて議論するならば、様々な目的をあわせて考えていく。また、そのためには、予算決算制度も変えることも考える。つまり制度を議論の対象に含めるのか否かで、その目的等扱っているものの全体像が違ってくる。そこをはっきりしないと、公会計という言葉が違う意味に使われるので、議論が収れんしない。
- ・ 制度論にも種類があり、地方自治法の中の書類の作成義務に、公会計の書類を追加するというのも制度論である。
- ・ 予算制度を変更するののかという話が一番大きな問題。変更しなくても、今は外にあるものを公的な制度の中に入れるというのも一つの制度論で、それだと予算制度自体は基本的には変更しないので、制度論といってもかなり小さな改正になる。
- ・ どういった形で強制するのか強制しないのかというような問題もある。また、小規模自治体には難しいのでどうするかという問題も、一種の制度論のような形になるかと思う。
- ・ ある程度現行制度を前提とした議論でも構わないと思うが、その場合内部の管理目的に役に立つということはある程度犠牲にしないといけない。なぜかと言うと、自治体の人にとって一番大切で関心があるのは予算であるので、予算制度と財務報告制度をリンクさせない形で別に設計した場合に、やはり予算のほうを見るのは当たり前であるからである。
- ・ 自治体にとって、様々な会計基準があって、統一したものがないというのが一つの大きな問題としてある。それをどう解決するのかというのが、まず、この研究会の一つのテーマだと考えている。そういう意味では、予算制度改革そのものよりは、まず会計基準としてきちんと統一したものをつくらなくてはいけない。
- ・ 発生主義のメリットを貫徹しようと思えば予算も発生主義にしていくのが論理的だが、

海外を見ても、発生主義予算をとっている国はイギリス、オーストラリア、ニュージーランドぐらいしかない。アメリカのように、予算は現金主義、あるいは修正発生主義で、財務報告として発生主義を採用するようなデュアルシステムをとっている国がヨーロッパを含めて非常に多い。この中で日本はどのような制度がいいかという議論もあるが、現状の予算制度をある程度生かしながら、その枠の中できちんとした財務報告制度をつくっていくというのがまず必要ではないかと思う。

- ・ 予算の活用については、発生主義予算をとらなくても、予算体系の改革、予算の組み方、例えば事業別の予算をきちんと組む、あるいは人件費等の経費も配賦するという形で、今の官庁会計ベースでも、予算を事業別に組むということはできる。決算もこのような形で組めば、事業別、あるいは国だと政策別の評価にもつながるので、そこは直接的ではないとしても、整合性のとれた調整的な対応が可能である。
- ・ 地方公会計の中には管理会計を含むと理解している。目的をアカウンタビリティにほぼ限定しても、制度会計の目的はあるだろうと考えている。
- ・ 制度会計のイメージというのは、何らかの法律に基づいて、その制度の目的に資するために強制的にやらなければいけないものである。現行の歳入歳出決算だけでは不足であるため、補完情報としてアカウンタビリティに資する観点から財務4表を作成するというのが制度会計の一つの趣旨だと考える。また、規模に応じて要求する水準を調整するというのは、制度でもよくある話だろうと思う。制度会計の立ち位置からすると、制度会計にするのであれば、基本、やってくださいというような手合いのものではないかと感じている。
- ・ 自治体としてはずっとやってきた予算制度を大きく変えるということは、厳しいと感じている。
- ・ 今の予算制度の中でも反映させるという意味では、事業評価の中で発生主義の考え方、複式簿記を入れて、次の予算の査定の中で使っていくというやり方はできると思う。
- ・ 自治体の方と話をすると、何のために入れるのかといったときに、どうやって活用していかかわからないというような話や、活用する手法がわからないからなかなか踏み込めないという話が非常に多い。
- ・ 今の歳入歳出決算という中でアカウンタビリティをやっていくだけで十分なのかどうかという議論から、発生主義を入れていくというのが一つある。また、制度的に発生主義を入れるということも一つある。

- ・ 財務諸表の検討を続けてきた結果、予算も含めて発生主義・複式に変えるべきかどうかについては、変えたほうがいいのではないかという気持ちは持っている。歳入は歳入、歳出は歳出で、事業としてセットにはならず、予算書として提出されたものを材料にしてどこまで審議ができるのか。やはり歳入と歳出をきっちり1つのセットごとにして、そういうものが予算の段階でも出てくれば、もっと中身の実質的な審議ができるのではないかと思う。
- ・ 出納整理期間については、複式簿記にすればより中身のある審議が決算も予算もできるのではないかと思っている。しかし、まだ財務諸表の有効性というのが浸透していない段階で、予算も含めて複式簿記に変えていくというのは、自治体の現場がついてこられる段階ではない。まずは、決算書の附属資料としてどういう財務諸表が好ましいのかということが先決で、それが実際に実地にこなされて活用されていけば、その次の課題として何か浮かび上がってくるという感じがしている。
- ・ 公会計の目的といったときに、住民とか議会へのアカウンタビリティーや、住民1人当たりの指標等ということで分析の手法を説明されているが、今後の新地方公会計の推進ということであれば、行政評価の連携であるとか施策の見直しであるとか、そういったところに活用している団体が多くならなければ、今後の推進は多分ないと思う。
- ・ 作成モデルに関わらず、いわゆる款項目をベースにつくっているのが、地方公共団体の政策、施策、事業体系になる。したがって、コスト、あるいは予算編成等、そういったところの連動というのは、基本的に難しい構造になっている。その中で、それでもどう役に立つのかというふうな目線でいき、また、今地方公共団体が抱えている課題を強く認識すると、例えばファシリティマネジメントとかアセットマネジメントというところに焦点を絞って、公会計のあり方を議論していくのがよい。
- ・ バーミンガム市がIPSASB、IFRSに準拠した決算書をつくったら、実際、1,000万ポンドの赤字しかないのに、新しい方法でやったら1年で5,000万ポンドの赤字になった。民間企業用につくったものを適用していいのかというのは、今もってイギリスでも議論をしている。
- ・ 昔の会計を見ていくと、35年ぐらい前、企業会計は減価償却引当金という概念を捨て、減価償却累計額になっている。自治体の会計といわゆる民間企業の会計は、基本は一緒だが、細かいところは違う。だから、民間企業は減価償却引当金概念を捨てたが、総務省のこの方法に減価償却引当金概念を持ってきてもいいのではないか。このような

議論を、ここでやっていくのが、これからのかじ取りだと思う。

- ・ 多くの団体が導入されている改訂モデルであっても、やり方によってはこれから地方公共団体が直面する大きな問題を解決できる。大切なのは、今自治体がインフラ資産の更新で大変な思いをしつつあるときに、役に立つ公会計をやっていこうと思えば、改訂モデルを徹底的に活用していくような、何か知恵を出し、そういう方向で公会計の目的というのを考える時期に来ているのではないのかと思う。
- ・ 公会計の目的で、大きく財務会計と管理会計、説明責任と財政の効率化、対外的な活用と内部活用と、いろいろ言い方はあると思うが、やはり、その2つが大きくある。特に財務会計のほうは、モデルがたくさんあって、その整合性の問題であるとか比較可能性の問題というのが残っている。それを修正するために統一が必要なのか、あるいは、幾つかモデルというのは分かれていてもいいのかということである。そういうところも含めて議論が必要かと思う。
- ・ 制度論については、公会計側を制度に加えれば済む話と、制度のほうに手を加えなければいけないという話と2つあると思うが、例えば出納整理期間まで変更しないとけないとなると非常に何か大きな議論になってしまって、また、行って戻ってくるような話になってしまう。そこまで議論の対象にしてしまうと、切りがないので、それよりも、まずは制度で言えば公会計のところを制度に取り込む、どこまで取り込むのかどうかかそういったところに絞って、そこをきちんと議論したほうがいいと思っている。
- ・ 民間企業であれば、主な利用者というのが投資家であったり債権者であったり利害関係者で非常にわかりやすいが、自治体の場合は大きくそこが抜けている。首長なり議会なり住民が主要なプレーヤーになるので、目的も非常に漠然としてきてわかりにくい。本当であれば投資家や債権者にも役立つような情報というのができれば、それはそれでいいと思う。そういう意味では、誰を相手先で絞るかというときに、当面、投資家、債権者というよりは首長、議会、住民、この人たちにとってわかりやすく財政を理解してもらうためのツール、そういう意味での使い方というのを、まずは念頭に置いた議論がいいのではないかと考える。
- ・ 管理会計は、非常に重要であるし、事業別の財務諸表、またファシリティマネジメントやPRE、それらへの活用という意味で非常に有力なツールだとは思いますが、一義的に各自治体にそれをやってくださいというのがいいのかどうか、という議論がある。管理会計は、自治体によって温度差があるし、本来は各自治体が主体的に考えて、自分たち

が一番やりやすいようにやっていくべきものなので、それをここで議論するのがいいのかどうかという気持ちもあるが、その一方で、自治体が管理会計を使うときの一つの有力なツールとしては、ほかの自治体との比較可能性という面、これは間違いなくあると思っている。だから、管理会計目的のところについては、掘り下げていくといくらでも議論ができるような話になってくると思うので、できれば各自治体共通で抱えているような課題、PRE、ファシリティマネジメント的な話とか横並びにしたほうが、ほかの各自治体において役立つであろうと思うので、そういうところに着目した、議論が必要である。

- ・ 自治体を見ると、歳入歳出決算書をものすごく重要視していて、決算審査報告書を見ると、詳細な財務分析のデータを出している。それを公会計の議論に入れるか入れないかで、全然違うので、そこを議論したほうがいいと思う。海外でも例えばアニュアルレポート等出しているが、日本はそれに相当する監査委員の決算審査報告書というのを、この研究会でどう位置づけるかというのは、一つの方向性として議論するといいいのではないのかと思う。
 - ・ 公会計の目的というテーマが一番に出ているが、この意味は、まず議論のあるように公会計の利用者をどう特定するか。2つ目は、公会計として必要な情報の内容。そして3つ目が、公会計の情報がなぜ必要なのかということである。また、活用は非常に広い概念であるし、不明確である。
 - ・ 公会計の概念をとらえるといずれにしても非常に広い領域であるが、ここでは新地方公会計の推進ということであるので、まず住民が第一義的な利用者だと考える。並列した利用者としては、議会や、首長があげられる。あるいは、行政府の職員である。やはり、この推進をしていくためには、住民に対してなぜ必要なのか、そしてまた、自治体関係者にとってなぜ必要なのかというところを、議論を詰めていく必要がある。
- 事務局より資料3のうち複式・発生主義についてのこれまでの研究会における各委員の発言の紹介と今回欠席の委員からのコメントを紹介。
- ・ 立法府による予算統制の必要上、現金主義会計を主として、発生主義会計はそれを補完する機能とならざるを得ない。我が国では、現金主義会計を前提としてそれを補完するために、建設公債主義による財政健全性の担保のための規制、出納整理期間による予算と決算の整合性、健全化法による一般会計以外の負債等を含めた健全性の規制を設け

ている。

- ・ 自治体職員が複式発生のメリットを業務の上で実感できるような具体的な事例の紹介が必要。「民間がやっているから当然」、「複式発生のほうがすぐれている」、「説明責任を果たすには複式発生でなければならない」といった単なる民間との比較だけで片づける問題ではない。また、「検証可能性が高まる」といった意見も理屈としては弱いのではないか。そういう意味で東京都からの積極的な複式発生メリットに関するご意見、実感をお伺いしたい。

○ 意見交換

- ・ 検証可能性という意味では、正しい数字で積み上げて決算をつくるというのが、ある意味当たり前の話であると思っている。そういう意味で、やはり組みかえ方式でやっているとな数字的に合わない部分、もしくは、過去の統計部分であるので現実のものと合わない部分が多く出てくるということで、当初で2,500億円も違っていたとか、そういうことがいろいろ出てきた。検証可能性という意味では複式簿記を入れていくということが非常に有効だったと思っている。
- ・ 活用の部分についてもやはり正しい数字で、なるべく精緻な数字でつくっていくというのが非常に有効ではある。どこまで精緻にやるかというのは、コストだとか労力との兼ね合いというのはあるとは思うが、特に資産管理関係について減価償却費は、決算統計の数字だと過去の決算額の積み上げなので、実際のものとはどれだけ乖離があるかということで、実際に減価償却累計額を充てたとしても、それが本当に償却されてきた金額なのか、非常に疑問に思うところがある。そういう意味で、当初から資産改革ということであれば、資産をどれだけ持っているかということ把握するという意味だけにおいても、複式簿記を入れていくというのは非常にメリットがあると思っている。
- ・ 自治法は変えられないし、本当に発生主義の予算でいけるかと思うと、予算統制でいいと思う。また、出納整理期間はそれでよく、決算、財務報告のほうを問題にすべきである。だから、予算は現金主義で組み、お金を使った結果を発生主義で記帳すればいい。単年度予算主義で、出納閉鎖で、予算統制で、議会の統制がある、というのは基本で動かさない。単年度予算で使った普通建設事業費を歳入歳出決算書の記帳だけでいいかということ、それは違う。決算で出てきたデータを予算編成するとき、データあるいは物の考え方としてフィードバックするというのはきわめて重要な指摘であるが、決算と予算を連動するような予算決算システムを地方公共団体につくるという発想は、地方公共

団体の議会による予算統制とか単年度予算主義とか、そういうところを斟酌すれば、ピントの外れた議論をしているのではないのかと思う。基本やっていかなければいけないのは財務報告、またはその管理会計的な手法に力点を置いていったときには、そこには発生主義を入れなければいけないし、それは現行の予算制度、単年度予算主義と全く矛盾するものではない。

- ・ 制度研究会の目的設定された環境、趣旨も、現行制度をそのまま変えるというところまでは踏み込んで発想していないように思うし、会計実務をやっている立場として考えると、出納整理期間を含む現行制度そのものは、一度所与とした上で公会計の議論をするべきだろう。
- ・ 補完的に財務4表が提供する情報というのは、財務報告としては一定の意義があるだろうという理解をしている。しかし、財務4表をつくる限りにおいて、普通で言えば総勘定元帳という仕訳の記録が集積されたような元帳というのは当然要るべきで、主要な補助簿、例えば固定資産台帳等、総勘定元帳を整理して初めて財務4表を整合する記録になるので、それは要ると考えている。
- ・ 単式簿記か複式簿記かという、何か単に記帳の仕方が違うという発想ではなくて、固定資産台帳も含めて複式簿記なのだろうと思っている。だから、本当に使えるものになるには、こういったところを整理していかないといけないのは確かだが、ここが一番力技が必要なところで、現状、整備が進まないというのが実態と思う。
- ・ ニュージーランドで発生主義のメリットは何かと聞いたら、最初に出てきたのは内部統制の精度がよくなった、ということであった。今の複式簿記もそうだが、まず財務管理を強化するというのは非常に大きなメリットだと思う。
- ・ 本当に日本にとって必要なかどうかという議論は、やはり必要だと思う。アメリカを見ると、例えば連邦政府であれば、一部発生主義的な考え方で予算を組んで、修正発生主義的な形になっている。そうすると出納整理期間もなくなるし、複式簿記も入るので、ある程度、財務会計と予算会計の会計の基礎は近くなってくる。ただ、予算そのものは発生主義ではなくて、年金のような将来負債のあるものは予算に入れるが、過去に支出した分である減価償却のようなものはあまり考えない。このように完全な発生主義の予算ではなくて、ある程度段階的なものもあり得る。だから、本来は日本にとってどういう予算制度がいいのかという議論は大切な話だ。その時には、現金主義と発生主義の間にもこういう段階的なものがあると考えている。

- ・ 決算を予算編成に生かすというのは当然だと思うが、問題なのは、予算編成にどうやって生かすかということだと思う。発生主義の数字そのものを予算に生かすというのは多分無理だと思うので、あまりその議論はしないほうがいい。発生主義に出た決算の数字というものがどう活用できるかということを中心に考えて、発生主義というのは結局コストをどうやってとらえるかという話だと思うので、どういうふうにコストをとらえたら、どう活用できるかということを中心に、きちんと議論したほうがいい。

- ・ 国の方は、まず平成15年に、財政審で公会計の基本的なあり方というのを議論して、やはりアカウンタビリティ、説明責任の履行と、行政の効率化を進めるということで、複式簿記、発生主義というのも取り入れてやったらどうかということだった。

説明責任の履行というのがあるが、当初は、基本的には企業会計のようなもので財務書類を仕立てて、企業会計になじんでいる人たちに理解しやすくなるのではないかという意識でやっていた。しかし、いわゆる官庁会計というのは現金主義で、これは当然ながら税を収納して、それでどう配分するかということであるから、現金主義から出ていくことはできない。

5月の末に、政策別コスト情報という形で政策評価に合わせたような形での発生主義ベースのフローと、それから、それに伴うストックというものを表す取り組みをやった。しかし政策別に分けると、どの事業にどの資産が当たっているかなんて、実は誰も把握していないということがわかり出してきた。だから、セグメント化していく、それに適合したようなデータをどうそろえていくかという議論も、これから何を整備していかなければならないかという視点が当然必要になってくる。だから、そこを具体的に示せば、地方自治体もまず何を整備すればいいのか、それからそれは何のために私たちの意識を変えていくのかなど、説明するときもそのほうがやりやすいので、常にそのような具体的なものを提示しながら進めていくような段取りを、考えて示していけば動いていく。単に、台帳を整備しなさいとか発生主義を入れなさいとか言ってもおそらくわからないと思う。

- ・ 国において決算の情報を予算に反映することは、基本的には非常に難しい状況になっている。いつも言われるのが、財務書類をどう予算に反映するのかということである。これは、おそらく国は規模が大きいので、決算にも時間がかかっているところから、少し諦めが早いのもかもしれないが、ただ、地方の場合は規模が小さいので、そういうことができるような取り組みをやっているところもある。そういうものも丁寧に拾い

出していけばいいのかと思う。

- ・ 決算をすぐ予算に持っていくのは翌年度というイメージではない。
- ・ アカウンタビリティ、財務会計の問題であれ、マネジメント、管理会計の問題であれ、そういうアカウンタビリティ、マネジメントでつくり出した情報を、本当に使えるのかという問題になる。ガバナンスの構造を見なければいけない。
- ・ どういう人たちがどういう雰囲気の中で、その情報を使いに来ているかが違う。ガバナンスの議論があつてから、そこからアカウンタビリティの議論をしないと、答えが出ない。ガバナンスという発想をアカウンタビリティに組み込むというのはどうかという問題提起である。

○ 事務局より資料3のうち会計基準のあり方についてのこれまでの研究会における各委員の発言の紹介と欠席の委員の紹介。

- ・ 財政の健全性の診断は、資金繰り、償還能力の2つの観点で行うべき。建設公債主義のもとでは、償還能力は基本的に担保される。したがって、健全化法では資金繰り指標を基本としながら、それを補完する指標として一般会計等以外の公債費や負債を勘案した指標を用いている。自治体の財政分析では、地方財政固有の地方交付税による財源保障機能を前提に、特に公債費に対する償還財源が十分に確保されているかに注目する必要がある。財政分析は、現金主義会計を中心としながら、健全化法の実質公債費比率や将来負担比率で明らかになった部分を反映させた財政指標が必要になる。
- ・ 仮にいずれのモデルに統一されたとしても、比較可能性は担保できない。公正価値評価では高い土地を持っていれば評価は高くなるため他団体との比較はしにくいし、逆に取得原価評価であれば、古くから大量の資産を有しているのであればそうではない自治体と比較しにくい。仮に一つの基準に統一するとして、東京都から青ヶ島村まで同じ基準で作成することができるかを議論すべきだ。作成できないなら、別途の代替方法を検討すべき。アウトソーシングで作成することはできるのかもしれないが、離島も多く存在する中、それも果たして費用対効果から見て実現可能性があるのか検討すべき。全国・全団体を国際公会計基準に合わせる必要があるのか疑問。日本の地方自治体は、国内での公募団体が限られ、さらに海外で資金調達する自治体は限られる。今後は増えるかもしれないが、日本の民間企業でも国際会計基準に対応しなければならないのは全企業の1%にも満たない大企業のみであることも照らし合わせながら、検討すべき。ローカル

企業、ローカル自治体に国際基準は不要ではないか。

○ 意見交換

- ・ 会計基準のあり方というところで、一般目的財務諸表だけではだめで、補足的な説明が必要だということは非常に重要なところだと思っている。現行の歳入歳出決算書のままでいいのではないかという意見もあるので、リンクを考えると、やはり、この補足的な情報というのは重要であろうと思う。
- ・ 複式・発生主義のメリットという議論で一番意識しなければいけないところは、その発生主義の会計により作り出した財務諸表で資金収支計算書の位置づけが非常におろそかになっているように見えている点である。出てきた決算とのリンクやその違いを説明するということは、出納整理期間の問題等、さまざまな問題があると思うが、そこを説明することで、今までの情報と新たに財務報告目的という対象を狭めた場合であっても、これまで行ってきた予算統制の仕方と、今作り出そうとしている財務報告の報告書の体系との関連というのを位置づけられるのではないかと思う。
- ・ 東京都として、東京都がやっている複式簿記の日々仕訳というやり方を、青ヶ島村からすべての自治体にやるべきだという形で今まで主張してきているわけではない。東京都の町村については、決算統計から組みかえてできるようなツールをつくって、財務書類をつくって見たらどうかということをやっている。
- ・ 会計基準のあり方というところでは、個別の議論の論点について、少なくともその様式や考え方、指標の見方というのは会計基準として統一していかないと、見る人が混乱する。それから、自治体の中でいろいろ話をしている中で、基準モデルがあったり、改訂モデルがあったりということで、どうしていこうかと検討している自治体の中では、総務省の研究会の様子を見て、ある程度かたまった時点で本格的にやっていきたいというところもあり、そういう意味で、ある程度一定の方向性というか統一されたものが必要になるのではないかと思う。個別の団体がどこまでできるかというのはそれぞれの事情や団体の大きさもあるだろうが、複式簿記を入れていこうという意欲のあるところを応援するという意味で、ある程度統一された基準が必要になっていくのではないかと思っている。
- ・ 基準モデルは日々仕訳を前提としている一方で、改訂モデルは、現実的な問題として決算統計から作成するという制約からできている限界がある。そのことが考え方まで違わせている部分があるとしたら、どこまでできるかという問題はあがあるが、例えば決算統

計のデータのある部分を細分化するとか、ある部分は新しいデータをとってくるなどすることによって、より近いものができるようにしていきつつ、逆に今度は、各自治体が会計の制度を更新していくときに一緒に処理できるようなものをつくっていく、というやり方もあるのではないかと思います。

- ・ 予算制度というのは議会との関係とか法律制度として大変手を加えにくいものではあるが、その中で、自治法の中の勘定区分のようなところは思い切ってやればできないことはないかもしれない。また、決算統計の様式であれば、柔軟に考えていけばできる部分もある。決算統計のデータも改訂モデルをつくるときに、改正すれば簡単にできるという箇所があれば、新しいデータをとればいいのかもわからない。
- ・ 二つの基準があることが原因で、一つの考え方をつくってそれをどのようなデータからつくるかという問題と、そもそも作り方の考え方が違うという問題になっている。考え方の方は、一つにするということになっていくと思うが、作るときに、どうしていけばいいのかといった技術的なことも少し考えている。
- ・ 基準の設定主体をどうするかという問題もある。予算統制になれば、完全に法令にしなければならないが、そうでない場合にどういう主体がどうつくっていくのかがいいのかという議論もある。
- ・ 国際基準というのは何であるかといったら、ブランドだと思う。ただ、ブランドがブランドとなり得たのは、みんながいいものと認めたからこそブランドになったという経緯がある。ただ、一回ブランドになると、使う人は中身がいいから使っているのではなくて、ブランドだから使っているということになるのだろうと思う。IPSASは、IPSASBが、今そのブランドを構築している最中であるというのが冷静な認識だと思う。

そのときに、IPSASそのものを使うという議論とIPSASを基準設定の参考にするという議論は、かなり違った議論で、IPSASを採用するという議論は実はブランドを使うという議論であると思う。IPSASを参考にするという議論は、中身がよければ参考にするという意味で、ブランドを身につけるといふこととは少し違う。ブランドを身につける場合は、いいものかどうかというよりも、そこにマークが入っていることが重要であったりするもので、国際基準だからいいとか悪いというのを冷静に議論する必要がある。日本の自治体がブランドを必要とする事態が来るのかどうかというのはわからないが、高齢化社会で、国内貯蓄で借金が消化できない事態が10年、20年

というスパンでは確実に少しずつは訪れるので、そういったときのことも考えておく必要があるのではないかと。

- ・ 個々の会計基準をどうするかということも非常に重要だが、時代によって何がいいのかという議論は変わっていくもので、その土台となる会計基準をつくる組織をしっかりとするということが、今非常に必要なのではないかと思う。
- ・ 会計基準を細かく議論する必要がなぜあるかというと、それは会計監査があるからである。会計監査がない世界で細かい、精緻な議論をしても、仕方がないのではないかと思っている。
- ・ 会計基準のあり方の議論は、二つの要素があると思う。一つは予算会計と財務会計の関係であり、財務報告の会計基準をどうするかということで、もう一つは企業会計と自治体の公会計をどう考えるかということである。セクターニュートラルやIPSASの考え方は、企業会計と公会計の関係をどう考えるか、それを対立したものとして考えるのか、あるいは、融合できるのか、併存的なものかといった幾つかの概念があるその中での議論である。企業会計をそのまま投入していくのか、全く違うものをつくるのか、あるいは、企業会計を土台にするけれども、目的が違うので、そこは変えていこうとするのかなど考え方は、自治体の会計基準を考えるときの基本的な視点である。IPSASもどちらかといえば企業会計をベースにして公会計固有の課題に対応していくという考え方をとっていると思われるし、海外の事例を見ても、企業会計をそのまま採用している国というのは、ほとんどない。ニュージーランドは企業会計に近いが、他は自分の国の事情に合わせていろいろ変えているところがほとんどである。
- ・ 会計のベースとしては企業会計も公会計も共通のものがあるのではないかと考える。それを参照しながら公会計の目的に適合した会計基準をつくっていくというのが、現実的な考え方ではないかと思う。
- ・ 基準の設定主体については、アメリカのGASBのような、いろいろな利害関係者が集まって客観的な議論ができるものが必要だ。
- ・ 設定団体については、基本的な職業専門団体、特に地方公共団体はつくるべきであると思う。一番有力なのは自治体職員が集まってつくるということであって、総務省でもないし会計士協会でもないと思う。作るのは、自治体6団体が中心になってつくるべきだ。
- ・ 会計基準として何を置くのか、原理原則主義だけで置くのか、細かいところまで一個

一個規定するのでいくのかという問題がある。

- ・ 会計基準というのは、会計の考え方について決めるものだと思う。そう考えると、会計基準は規模の大小によって違うということはなく、会計の考え方は同じであるべきである。ただ、作り方に関しては、小さい団体に対して過大なコストを強いるよりは、ある情報を組みかえるという方法はあると思うので、会計の中身の話と作り方というのは分けて議論したほうがいいと思う。
- ・ 「国と地方の連結については慎重に考えるべき」とあるが、それはどうやって連結するのかという考え方を整理しなとなかなか難しいのではないかという趣旨である。
- ・ 地方の公会計の基準の中に、地方だけでも一般会計、普通会計の公会計の部分と企業会計、公営企業会計といったものがあるということである。それから、地方独立行政法人と公会計の基準をどう考えるかという、その主体別の議論もあり、どこまで連結するかも関わってくるだろうし、セクターニュートラルをどう考えるかというのも関係すると思う。